

平成25年度 福岡市の国民健康保険料の計算方法

【 医療分 】

	総所得金額 - 基礎控除額 33万円	所得割料率
所得割	5,700,000 円 - 33万円 = 5,370,000 円	× 7.79% = 418,323 円 (ア)
	0 円 - 33万円 = 0 円	× 7.79% = 0 円 (ア)
	0 円 - 33万円 = 0 円	× 7.79% = 0 円 (ア)
均等割	1人あたり 20,778円 × 4人 =	83,112 円 (イ)
世帯割	1世帯あたり22,632円	22,632 円 (ウ)

医療分の保険料 (ア) + (イ) + (ウ) (限度額51万円) 510,000 円 (100未満切捨て)

【 支援分 】

	総所得金額 - 基礎控除額 33万円	所得割料率
所得割	5,700,000 円 - 33万円 = 5,370,000 円	× 3.46% = 185,802 円 (ア)
	0 円 - 33万円 = 0 円	× 3.46% = 0 円 (ア)
	0 円 - 33万円 = 0 円	× 3.46% = 0 円 (ア)
均等割	1人あたり 8,173円 × 4人 =	32,692 円 (イ)
世帯割	1世帯あたり8,902円	8,902 円 (ウ)

支援分の保険料 (ア) + (イ) + (ウ) (限度額14万円) 140,000 円 (100未満切捨て)

【 介護分 】 40歳以上65歳未満の被保険者が対象

	総所得金額 - 基礎控除額 33万円	所得割料率
所得割	0 円 - 33万円 = 0 円	× 3.44% = 0 円 (ア)
	0 円 - 33万円 = 0 円	× 3.44% = 0 円 (ア)
	0 円 - 33万円 = 0 円	× 3.44% = 0 円 (ア)
均等割	1人あたり 9,527円 × 0人 =	0 円 (イ)
世帯割	1世帯あたり7,665円	0 円 (ウ)

介護分の保険料 (ア) + (イ) + (ウ) (限度額12万円) 0 円 (100未満切捨て)

保険料の合計 + + 650,000 円

[例2] 4人家族

お父さんの所得570万円。39歳(40歳以下：介護分なし)
お母さんの所得なし。専業主婦。37歳(40歳以下：介護分なし)
息子の所得なし。中学生。
娘の所得なし。小学生。

説明

医療分を計算すると、本当は524,067円ですが、51万円が限度額なので510,000円となります。支援分も227,396円ですが、14万円が限度額なので140,000円となります。上限を超えていますので、もしも所得が570万ではなく、1億円だとしても保険料は同じです。